

平成23年さぬき市議会第1回定例会議案

平成23年2月24日提出

市長提出議案

- 議案第1号 平成23年度さぬき市一般会計予算について
- 議案第2号 平成23年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第3号 平成23年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第4号 平成23年度さぬき市介護保険事業特別会計予算について
- 議案第5号 平成23年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算について
- 議案第6号 平成23年度さぬき市公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第7号 平成23年度さぬき市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第8号 平成23年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第9号 平成23年度さぬき市簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第10号 平成23年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算について
- 議案第11号 平成23年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算について
- 議案第12号 平成23年度さぬき市観光事業特別会計予算について
- 議案第13号 平成23年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算について
- 議案第14号 平成23年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計予算について
- 議案第15号 平成23年度さぬき市病院事業会計予算について
- 議案第16号 平成23年度さぬき市水道事業会計予算について
- 議案第17号 さぬき市住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について
- 議案第18号 さぬき市未ふれあいひろば条例の制定について
- 議案第19号 さぬき市行政組織条例及びさぬき市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第20号 さぬき市特別会計条例の一部改正について
- 議案第21号 さぬき市運動公園条例の一部改正について
- 議案第22号 さぬき市パーク・アンド・ライド駐車場条例の一部改正について
- 議案第23号 さぬき市道路占用料条例の一部改正について
- 議案第24号 新市建設計画の一部変更について
- 議案第25号 平成22年度さぬき市一般会計補正予算(第5号)について
- 議案第26号 平成22年度さぬき市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第27号 平成22年度さぬき市老人保健事業特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第28号 平成22年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1

- 号)について
- 議案第29号 平成22年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第30号 平成22年度さぬき市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第31号 平成22年度さぬき市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第32号 平成22年度さぬき市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第33号 平成22年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第34号 平成22年度さぬき市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第35号 平成22年度さぬき市多和診療所事業特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第36号 平成22年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第37号 平成22年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第38号 平成22年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第39号 平成22年度さぬき市病院事業会計補正予算(第2号)について
- 議案第40号 平成22年度さぬき市水道事業会計補正予算(第1号)について

議案第 1 号

平成 2 3 年度さぬき市一般会計予算について

平成 2 3 年度さぬき市一般会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 3 年 2 月 2 4 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

議案第 2 号

平成 2 3 年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算について

平成 2 3 年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 3 年 2 月 2 4 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

議案第3号

平成23年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算について

平成23年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成23年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第4号

平成23年度さぬき市介護保険事業特別会計予算について

平成23年度さぬき市介護保険事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成23年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第5号

平成23年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算について

平成23年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成23年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第6号

平成23年度さぬき市公共下水道事業特別会計予算について

平成23年度さぬき市公共下水道事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成23年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第7号

平成23年度さぬき市農業集落排水事業特別会計予算について

平成23年度さぬき市農業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成23年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第 8 号

平成 2 3 年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計予算について

平成 2 3 年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 3 年 2 月 2 4 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

議案第9号

平成23年度さぬき市簡易水道事業特別会計予算について

平成23年度さぬき市簡易水道事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成23年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第10号

平成23年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算について

平成23年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成23年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第 1 1 号

平成 2 3 年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算について

平成 2 3 年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 3 年 2 月 2 4 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

議案第 1 2 号

平成 2 3 年度さぬき市観光事業特別会計予算について

平成 2 3 年度さぬき市観光事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 3 年 2 月 2 4 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

議案第13号

平成23年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算について

平成23年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成23年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第 14 号

平成 23 年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計予算について

平成 23 年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 23 年 2 月 24 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

議案第15号

平成23年度さぬき市病院事業会計予算について

平成23年度さぬき市病院事業会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成23年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第16号

平成23年度さぬき市水道事業会計予算について

平成23年度さぬき市水道事業会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成23年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成23年度さぬき市一般会計予算

平成23年度さぬき市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,075,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成23年 2月24日 提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 市 税		5,074,960
	5. 市 民 税	2,084,000
	10. 固 定 資 産 税	2,611,060
	15. 軽 自 動 車 税	129,900
	20. 市 た ば こ 税	250,000
10. 地 方 譲 与 税		237,000
	5. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	67,000
	10. 自 動 車 重 量 譲 与 税	170,000
15. 利 子 割 交 付 金		25,000
	5. 利 子 割 交 付 金	25,000
16. 配 当 割 交 付 金		10,000
	5. 配 当 割 交 付 金	10,000
17. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		5,000
	5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	5,000
18. 地 方 消 費 税 交 付 金		480,000
	5. 地 方 消 費 税 交 付 金	480,000
25. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		40,000
	5. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	40,000
30. 自 動 車 取 得 税 交 付 金		70,000
	5. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	70,000
33. 地 方 特 例 交 付 金		80,000
	5. 地 方 特 例 交 付 金	80,000
35. 地 方 交 付 税		9,450,000
	5. 地 方 交 付 税	9,450,000
40. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		13,000
	5. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	13,000

(単位：千円)

款	項	金額
45. 分担金及び負担金		573,125
	5. 分担金	38,814
	10. 負担金	534,311
50. 使用料及び手数料		812,968
	5. 使用料	633,996
	10. 手数料	178,972
55. 国庫支出金		2,142,744
	5. 国庫負担金	2,001,121
	10. 国庫補助金	129,121
	15. 委託金	12,502
60. 県支出金		1,298,098
	5. 県負担金	633,279
	10. 県補助金	547,058
	15. 県委託金	117,761
65. 財産収入		63,302
	5. 財産運用収入	42,679
	10. 財産売却収入	20,623
70. 寄附金		502
	5. 寄附金	502
75. 繰入金		305,844
	5. 特別会計繰入金	1
	10. 基金繰入金	305,843
80. 繰越金		30,000
	5. 繰越金	30,000
85. 諸収入		3,294,357
	5. 延滞金加算金及び過料	9,001

(単位：千円)

款	項	金額
	10. 市 預 金 利 子	1,050
	15. 貸 付 金 元 利 収 入	3,143,648
	20. 受 託 事 業 収 入	1,600
	25. 雑 入	139,058
90. 市 債		3,069,100
	5. 市 債	3,069,100
歳 入	合 計	27,075,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 議 会 費		314,476
	5. 議 会 費	314,476
10. 総 務 費		2,964,000
	5. 総 務 管 理 費	2,514,351
	10. 徴 税 費	260,261
	15. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	100,058
	20. 選 挙 費	66,975
	25. 統 計 調 査 費	2,927
	30. 監 査 委 員 費	19,428
15. 民 生 費		6,221,669
	5. 社 会 福 祉 費	3,265,474
	10. 児 童 福 祉 費	2,568,784
	15. 生 活 保 護 費	387,411
20. 衛 生 費		3,774,895
	5. 保 健 衛 生 費	776,323
	10. 清 掃 費	1,319,179
	15. 上 水 道 費	30,493
	20. 病 院 費	1,648,900
25. 労 働 費		56,903
	5. 労 働 費	56,903
30. 農 林 水 産 業 費		848,110
	5. 農 業 費	737,572
	10. 林 業 費	62,041
	15. 水 産 業 費	48,497
35. 商 工 費		399,761
	5. 商 工 費	399,761

(単位：千円)

款	項	金額
40. 土木費		2,127,022
	5. 土木管理費	173,497
	10. 道路橋梁費	409,003
	15. 河川費	315,933
	20. 港湾費	7,127
	25. 都市計画費	1,197,489
	30. 住宅費	23,973
45. 消防費		684,585
	5. 消防費	684,585
50. 教育費		3,413,230
	5. 教育総務費	426,964
	10. 小学校費	898,239
	15. 中学校費	897,115
	20. 幼稚園費	406,182
	30. 社会教育費	288,983
	35. 保健体育費	495,747
55. 災害復旧費		12
	5. 農林水産業施設災害復旧費	9
	10. 公共土木施設災害復旧費	3
60. 公債費		3,833,146
	5. 公債費	3,833,146
65. 諸支出金		2,407,191
	5. 基金費	299,191
	20. 開発公社費	2,108,000
99. 予備費		30,000
	99. 予備費	30,000

(単位：千円)

款	項	金額
歳出	合計	27,075,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
統合中学校建設事業	平成 2 4 年度	1 , 0 8 9 , 6 0 0 千円

第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
森林浴公園整備事業	4 6 7 , 4 0 0	普通貸借 又は 証券発行	4 . 0 %以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について見直 しを行った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件 により、銀行その他の場合には、その 債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借換えすることがで きる。
社会福祉施設整備事業	8 , 3 0 0			
病院事業出資金	4 3 1 , 9 0 0			
農業施設整備事業	1 5 0 , 9 0 0			
林道整備事業	5 , 3 0 0			
道路橋梁整備事業	2 9 5 , 4 0 0			
河川整備事業	2 6 1 , 6 0 0			
消防施設整備事業	2 9 , 6 0 0			
小学校施設整備事業	4 0 4 , 8 0 0			
中学校施設整備事業	5 0 2 , 2 0 0			
幼稚園施設整備事業	1 1 , 7 0 0			
臨時財政対策債	5 0 0 , 0 0 0			
合 計	3 , 0 6 9 , 1 0 0			

平成23年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算

平成23年度さぬき市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,020,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成23年 2月24日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 国民健康保険税		1,141,875
	5. 国民健康保険税	1,141,875
10. 使用料及び手数料		451
	5. 手数料	451
15. 国庫支出金		1,253,924
	5. 国庫負担金	959,844
	10. 国庫補助金	294,080
17. 県支出金		235,955
	5. 県負担金	40,363
	10. 県補助金	195,592
20. 療養給付費交付金		404,067
	5. 療養給付費交付金	404,067
23. 前期高齢者交付金		1,695,229
	5. 前期高齢者交付金	1,695,229
30. 共同事業交付金		778,929
	5. 共同事業交付金	778,929
35. 財産収入		3,631
	5. 財産運用収入	3,631
40. 繰入金		470,217
	5. 繰入金	260,217
	10. 基金繰入金	210,000
45. 繰越金		18,719
	5. 繰越金	18,719
50. 諸収入		17,003
	5. 延滞金加算金及び過料	6,902
	15. 雑入	10,101

(単位：千円)

款	項	金額
歳入	合計	6,020,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 総 務 費		34,852
	5. 総 務 管 理 費	22,444
	10. 徴 税 費	12,259
	15. 運 営 協 議 会 費	87
	20. 趣 旨 普 及 費	62
10. 保 險 給 付 費		4,257,663
	5. 療 養 諸 費	3,756,930
	10. 高 額 療 養 費	478,543
	15. 移 送 費	700
	20. 出 産 育 児 諸 費	18,490
	25. 葬 祭 諸 費	3,000
12. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		571,361
	5. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	571,361
13. 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		1,662
	5. 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	1,662
15. 老 人 保 健 拠 出 金		52
	5. 老 人 保 健 拠 出 金	52
17. 介 護 納 付 金		252,420
	5. 介 護 納 付 金	252,420
20. 共 同 事 業 拠 出 金		778,939
	5. 共 同 事 業 拠 出 金	778,939
25. 保 健 事 業 費		56,721
	5. 保 健 事 業 費	11,029
	10. 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	45,692
30. 公 債		834
	5. 公 債 費	834

(単位：千円)

款	項	金額
35. 諸 支 出 金		15,346
	5. 償 還 金 及 び 還 付 金	5,203
	10. 積 立 金	3,630
	15. 直 診 勘 定 繰 出 金	6,513
99. 予 備 費		50,150
	99. 予 備 費	50,150
歳 出	合 計	6,020,000

平成23年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成23年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ640,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成23年 2月24日 提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 後期高齢者医療保険料		446,620
	5. 後期高齢者医療保険料	446,620
10. 使用料及び手数料		72
	10. 手数料	72
15. 繰入金		190,449
	5. 一般会計繰入金	190,449
17. 繰越金		1
	5. 繰越金	1
20. 諸収入		3,158
	5. 延滞金、加算金及び過料	2
	10. 償還金及び還付加算金	2,201
	20. 雑入	955
歳入	合計	640,300

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 総 務 費		9,266
	5. 総 務 管 理 費	5,009
	10. 徴 収 費	4,257
10. 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		628,403
	5. 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	628,403
15. 諸 支 出 金		2,201
	5. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,201
99. 予 備 費		430
	99. 予 備 費	430
歳 出	合 計	640,300

平成23年度さぬき市介護保険事業特別会計予算

平成23年度さぬき市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,730,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成23年 2月24日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 保 險 料		726,759
	5. 介 護 保 險 料	726,759
10. 使 用 料 及 び 手 数 料		146
	5. 手 数 料	146
15. 国 庫 支 出 金		1,151,704
	5. 国 庫 負 担 金	826,665
	10. 国 庫 補 助 金	325,039
20. 支 払 基 金 交 付 金		1,384,370
	5. 支 払 基 金 交 付 金	1,384,370
25. 県 支 出 金		674,055
	5. 県 負 担 金	665,325
	10. 県 補 助 金	8,730
30. 財 産 収 入		1,377
	5. 財 産 運 用 収 入	1,377
35. 繰 入 金		790,001
	5. 一 般 会 計 繰 入 金	653,042
	10. 基 金 繰 入 金	136,959
40. 繰 越 金		2,001
	5. 繰 越 金	2,001
45. 諸 収 入		387
	5. 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	382
	10. 受 託 事 業 収 入	1
	15. 雑 入	4
歳 入	合 計	4,730,800

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 総 務 費		70,997
	5. 総 務 管 理 費	19,514
	10. 徴 収 費	2,168
	15. 介 護 認 定 審 査 会 費	49,315
10. 保 険 給 付 費		4,590,759
	5. 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	4,590,759
12. 地 域 支 援 事 業 費		52,594
	5. 介 護 予 防 事 業 費	23,822
	10. 包 括 的 支 援 事 業 等 費	28,772
20. 基 金 積 立 金		1,377
	5. 基 金 積 立 金	1,377
25. 公 債 費		412
	5. 公 債 費	412
30. 諸 支 出 金		1,596
	5. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,596
99. 予 備 費		13,065
	99. 予 備 費	13,065
歳 出	合 計	4,730,800

平成23年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算

平成23年度さぬき市介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成23年 2月24日 提出

さぬき市長 大山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. サービス収入		25,508
	5. 介護予防費収入	25,508
15. 繰越金		92
	5. 繰越金	92
歳入	合計	25,600

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 事 業 費		22,410
	5. 介 護 予 防 支 援 事 業 費	22,410
99. 予 備 費		3,190
	99. 予 備 費	3,190
歳 出	合 計	25,600

平成23年度さぬき市公共下水道事業特別会計予算

平成23年度さぬき市公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,021,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成23年 2月24日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 分担金及び負担金		11,596
	5. 負担金	11,596
10. 使用料及び手数料		296,867
	5. 使用料	296,867
15. 国庫支出金		238,600
	5. 国庫補助金	238,600
20. 県支出金		5,460
	5. 県補助金	5,460
30. 繰入金		1,186,724
	5. 一般会計繰入金	1,186,724
35. 繰越金		1,500
	5. 繰越金	1,500
40. 諸収入		153
	5. 延滞金加算金及び過料	2
	15. 雑入	151
45. 市債		280,100
	5. 市債	280,100
歳入	合計	2,021,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 事業費		925,014
	5. 下水道費	925,014
10. 公債費		1,094,486
	5. 公債費	1,094,486
99. 予備費		1,500
	99. 予備費	1,500
歳出	合計	2,021,000

平成 2 3 年度さぬき市農業集落排水事業特別会計予算

平成 2 3 年度さぬき市農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 5 7 , 4 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 2 3 年 2 月 2 4 日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 分担金及び負担金		323
	5. 負担金	323
10. 使用料及び手数料		28,071
	5. 使用料	28,071
20. 繰入金		128,504
	5. 一般会計繰入金	128,504
25. 繰越金		500
	5. 繰越金	500
30. 諸収入		2
	5. 延滞金加算金及び過料	1
	15. 雑入	1
歳入	合計	157,400

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 事業費		58,055
	5. 農業集落排水費	58,055
10. 公債費		98,874
	5. 公債費	98,874
99. 予備費		471
	99. 予備費	471
歳出	合計	157,400

平成23年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計予算

平成23年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成23年 2月24日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 分担金及び負担金		459
	5. 負担金	459
10. 使用料及び手数料		6,214
	5. 使用料	6,214
20. 繰入金		37,525
	5. 一般会計繰入金	37,525
25. 繰越金		500
	5. 繰越金	500
30. 諸収入		2
	5. 延滞金加算金及び過料	1
	15. 雑入	1
歳入	合計	44,700

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 事 業 費		22,190
	5. 漁 業 集 落 排 水 費	22,190
10. 公 債 費		22,112
	5. 公 債 費	22,112
99. 予 備 費		398
	99. 予 備 費	398
歳 出	合 計	44,700

平成23年度さぬき市簡易水道事業特別会計予算

平成23年度さぬき市簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成23年 2月24日 提出

さぬき市長 大山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 分担金及び負担金		2,499
	5. 分担金	1
	10. 負担金	2,498
10. 使用料及び手数料		13,058
	5. 使用料	13,057
	10. 手数料	1
15. 繰入金		26,241
	5. 一般会計繰入金	26,241
20. 繰越金		200
	5. 繰越金	200
25. 諸収入		2
	10. 雑収入	2
歳入	合計	42,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
10. 簡 易 水 道 事 業 費		16,818
	5. 業 務 管 理 費	16,818
15. 公 債 費		24,982
	5. 公 債 費	24,982
99. 予 備 費		200
	99. 予 備 費	200
歳 出	合 計	42,000

平成23年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算

平成23年度さぬき市多和診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成23年 2月24日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 診療報酬		6,879
	5. 外来報酬	6,879
10. 使用料及び手数料		8
	5. 手数料	8
15. 繰入金		5,111
	5. 他会計繰入金	5,111
20. 繰越金		300
	5. 繰越金	300
25. 諸収入		2
	10. 雑収入	2
歳入	合計	12,300

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 総務費		7,945
	5. 施設管理費	7,945
10. 医療費		4,180
	5. 医療費	4,180
99. 予備費		175
	99. 予備費	175
歳出	合計	12,300

平成23年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算

平成23年度さぬき市津田診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ137,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成23年 2月24日 提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 診療報酬		134,081
	5. 外来報酬	134,081
10. 使用料及び手数料		1,200
	5. 手数料	1,200
12. 財産収入		1
	5. 財産運用収入	1
20. 繰越金		1
	5. 繰越金	1
25. 諸収入		1,817
	5. 受託事業収入	1,668
	10. 雑収入	149
歳入	合計	137,100

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 総務費		112,299
	5. 施設管理費	112,299
10. 医療費		24,390
	5. 医療費	24,390
99. 予備費		411
	99. 予備費	411
歳出	合計	137,100

平成23年度さぬき市観光事業特別会計予算

平成23年度さぬき市観光事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成23年 2月24日 提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 繰入金		60,498
	5. 繰入金	60,498
10. 繰越金		1
	5. 繰越金	1
15. 諸収入		1
	5. 預金利息	1
歳入	合計	60,500

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 事業費		1,395
	5. 事業費	1,395
10. 公債費		59,105
	5. 公債費	59,105
歳出	合計	60,500

平成23年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算

平成23年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ102,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成23年 2月24日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 財産収入		100,000
	10. 財産売払収入	100,000
15. 繰越金		2,300
	5. 繰越金	2,300
歳入	合計	102,300

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 事 業 費		102,300
	5. 事 業 費	102,300
歳 出	合 計	102,300

平成23年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計予算

平成23年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成23年 2月24日 提出

さぬき市長 大山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 使用料及び手数料		21,199
	5. 使用料	21,199
20. 諸収入		1
	10. 雑収入	1
歳入	合計	21,200

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 事業費		20,700
	5. 事業費	20,700
99. 予備費		500
	99. 予備費	500
歳出	合計	21,200

平成 2 3 年度さぬき市病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 2 3 年度さぬき市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	事 業	当 年 度	前 年 度	増 減	
1 業 務 量	(1) 病 院 事 業	(1) 病 床 数	1 9 9 床	1 9 9 床	0 床
		(新 病 院	1 7 9 床		2 0 床)
		ア 一 般 病 床	1 9 5 床	1 9 5 床	0 床
		(新 病 院	1 7 5 床		2 0 床)
		イ 感 染 症 病 床	4 床	4 床	0 床
		(新 病 院	4 床		0 床)
		(2) 診 療 日 数	2 4 4 日	2 4 3 日	1 日
		(3) 患 者 数	185,401 人	192,959 人	7,558 人
		ア 入 院 患 者	53,961 人	56,393 人	2,432 人
		(1 日 平 均)	147.4 人	154.5 人	7.1 人
	イ 外 来 患 者	131,440 人	136,566 人	5,126 人	
	(1 日 平 均)	538.7 人	562.0 人	23.3 人	

	(2) 訪問看護事業	利用者数	3,416 人	3,402 人	14 人	
2	資本的支出	建設改良計画	(1) 病院増改築 工事費	1,983,483 千円	1,945,916 千円	37,567 千円
			(2) 資産購入費	591,645 千円	1,494,824 千円	903,179 千円
3	職員計画	(1) 損益勘定 所属職員	252 人	253 人	1 人	
		(2) 資本勘定 所属職員	4 人	4 人	0 人	

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第 1 款	病院事業収益	3 , 8 1 6 , 1 9 3 千円	
第 1 項	医業収益	3 , 4 2 6 , 2 6 3 千円	
第 2 項	医業外収益	3 6 0 , 1 4 2 千円	

第3項 附帯事業収益 29,768千円

第4項 特別利益 20千円

支 出

第1款 病院事業費用 4,137,674千円

第1項 医業費用 3,822,363千円

第2項 医業外費用 45,096千円

第3項 附帯事業費用 24,607千円

第4項 特別損失 245,108千円

第5項 予備費 500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

收 入

第 1 款	資 本 的 收 入	3 , 1 6 0 , 7 6 3 千 円
第 1 項	企 業 債	1 , 2 9 5 , 8 0 0 千 円
第 2 項	一 般 會 計 出 資 金	4 6 4 , 5 4 3 千 円
第 3 項	国 庫 補 助 金	1 0 千 円
第 4 項	県 費 補 助 金	1 , 4 0 0 , 4 0 0 千 円
第 5 項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 0 千 円

支 出

第 1 款	資 本 的 支 出	2 , 6 4 6 , 2 0 4 千 円
第 1 項	建 設 改 良 費	2 , 5 7 5 , 1 2 8 千 円
第 2 項	投 資	1 , 2 0 0 千 円

第3項 企業債償還金

69,876千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資産購入費	435,300千円	証書借入	年4.00%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合には、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合によりその全部又は一部を繰上償還することができる。
病院増改築事業費	860,500千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、603,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,367,128千円

(2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第8条 建設改良及び補助事業に対し県、他会計等からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 病院群輪番制運営費補助金・小児救急医療支援事業費補助金	29,869千円
(2) 第二種感染症指定医療機関運営費補助金	1,200千円
(3) 国民健康保険保健事業助成金	5,000千円
(4) 医療施設耐震化臨時特例交付金補助事業補助金	900,400千円
(5) 地域医療再生基金補助事業補助金	200,000千円
(6) 大川地域公的医療体制再編整備事業費補助金	300,000千円
(7) 微量PCB汚染廃電機器等把握支援事業補助金	349千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は、382,768千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

種 類	名 称	数 量
医療器械	I C U用セントラル式監視装置	1 式
〃	病棟用セントラル式監視装置	1 式
什器備品	透析システム	1 式

(2) 処分する資産

種 類	名 称	数 量	処分の態様
医療器械	超電導磁気共鳴診断装置	1 式	廃 棄
〃	X線T V撮影装置	1 式	廃 棄
什器備品	電子カルテシステム	1 式	廃 棄

平成 2 3 年 2 月 2 4 日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

平成23年度さぬき市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成23年度さぬき市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	21,010 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	6,947,000 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	18,980 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
配水管改良工事等	156,645 千円
下水道関連工事	41,595 千円
浄水場関連工事	16,291 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 水道事業収益	1,274,642 千円	
第1項 営業収益	1,241,789 千円	
第2項 営業外収益	32,849 千円	
第3項 特別利益	4 千円	
	支 出	
第1款 水道事業費用	1,149,446 千円	
第1項 営業費用	1,001,009 千円	
第2項 営業外費用	148,233 千円	
第3項 特別損失	203 千円	
第4項 予備費	1 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入が資本的支出額に対し不足する額409,352千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,017千円、過年度分損益勘定留保資金31,661千円、当年度分損益勘定留保資金367,674千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	8,594 千円
第1項 負担金	8,592 千円
第2項 補助金	2 千円
第3項 企業債	0 千円
支 出	
第1款 資本的支出	417,946 千円
第1項 建設改良費	216,976 千円
第2項 企業債償還金	200,970 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	136,349 千円
(2) 交際費	50 千円

(繰入金)

第6条 一般会計より、高地区に係る元金補給1,992千円、消火栓維持管理費2,000千円、子ども手当負担金2,260千円、及びさぬき市簡易水道事業特別会計から人件費等に係る共通按分経費2,051千円をそれぞれこの会計に繰入を受けるものとする。

(棚卸資産購入限度額)

第 7 条 棚卸資産購入限度額は、16,727千円と定める。

平成 23 年 2 月 24 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹